事業者排出量削減計画書(新規)・変更)

(あて先)京都府知事			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代		
京都市南区上鳥羽上調子町1-1	山田化学工業株式会社 亻		
次中门门口 [2] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2	電話 075		

古地では北北地で	12+4年久1	列第18条第1項(第18	久盛9百 第10条条	南3頃)の相定し	- FN			
		初第18年第1項(第105 物・合成染料・有機創		わられた	C & 7	P/ - W.A.	View pro-	
主たる業種	MEATIN IN PRANCE IN INSTRUMENT							
	古 古 都 吃	F地球温暖化対策条例	施行規則第10条第	1号該当事業者	(大規模エネ	ペルギー使用事業	業者(原油に換	
者要件	▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上))							
	〒 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又							
	けバス	100台以上/タクシー	-150台以上/鉄道	直面150面以上	-)			
	厂 京都府	于地球温暖化対策条例	施行規則第10条	第4号該当事	業者(その他	の温室効果ガス	の大規模排出事	
		(二酸化炭素に換算し						
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月 社長を本部長とする、地球温暖化対策本部の設置と実施計画の策定、定期的な報告をおこなう							
基本方針	社長を本	部長とする、地球温暖	後化対策本部の設	置と実施計画の)策定、定期日	りな報告をおこれ	2)	
			1. 年至为2. 中下中	1 300			2,881,665	
推進体制	エネルギ	一消費効率の改善をは	はかり、0.9%.	以上のCO2排	ド出量の削減を	と目指す		
年度ごとの具	年度	設備、対象、工程等		計 画 内 容				
体的な取組及	18	生産設備	工程の見直しを行い設	備点数を減らし電力	削減を行う			
び措置	18~19	コーシ゛ェネレーションシステム	ガスエンジンエネルギーの検討を行う					
	18	受変電設備	老朽化受変電設備をト	ップランナー設備に	更新			
		XX.Upviii	TOTAL DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPE					
温室効果ガス			基準年度	(宝績)	月標年月	度(計画)	削減率	
の排出量等	排出区分		(17)		(19) 年度		(計画)	
			(二酸化炭素換算 (t))		(二酸化炭素換算 (t))		(%)	
	A 事業所等排出区分		10.40	3,733 t	自由於其他	3,701 t	-0.9 %	
	B 輸送車両排出区分			t		t	%	
	C その化	也排出区分		t	4	t	%	
		排出合計	* 1	3,733 t	* 2	3,701 t	-0.9 %	
その他の地球		対策等の区へ	目標年度(計画)					
温暖化対策に	対策等の区分		取組量等 (二酸化炭素換算(t))					
よる温室効果	森林の保	全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t		
ガスの削減量 等	府内産の	木材の利用	(利用量)	m,	(削減量)	t		
₹	自然エネルギーを利用した電		(売電量)	kwh	(削減量)	t		
	力文は熱		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t		
	グリーン	電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t		
		削減量等合計			* 3	t		
	差引排出量		基準年度	(実績)	目標年	度(計画)	削減率(計画)	
	非出合計一削		* 1	3,733 t	(*2)-(*3)	3, 701. 0 t	-0.9 %	
特記事項	・当社では	はCO2排出量を199	0年度を基準とし	て、2005年	度末時点で、5	6.1%の削減	をしています	
連 絡 先	担	当 部 署						
	担	当者氏名						
		所						
0.188	住							
	電	話番号						
		クシミリ番号						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - をいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果 ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。